

利用報告書 (視聴覚機器等)

※太枠内を記入の上、視聴覚資料・機器の返却時に御提出ください。

1 利用状況

利用月日	利用資料名	・ 利用機器名	回数	利用目的	利用延人数

2 利用した資料・機器の使用状況について、お書きください。

3 資料や機器の汚損・破損があれば、お書きください。

上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

宮崎県立図書館長 殿

貸出資料数

本

貸出機器数

本

返却期限

_____月 _____日

(受付：午前9時から午後5時まで ※土日祝不可)

【貸出返却】

- ☆ 利用の際はその団体で登録されている「貸出利用券」をご提示ください。利用券がない場合は貸出ができません。(ただし、学校は該当しません。)
- ☆ 土・日・祝祭日の貸出・返却はできません。
- ① 視聴覚資料等の貸出期間は、10日間です。
- ② 返却には、表紙の「視聴覚資料等利用報告書」を記入し、提出してください。

【取扱上の注意】

- ① 視聴覚資料は熱に弱いので、車中等の高温になる場所に放置しないでください。
- ② ビデオテープは、巻き戻してご返却ください。
- ③ 16mmフィルムは、必ずパーフォレーション(フィルムの連続した穴)を手前にして映写機にかけて使用してください。
- ④ 視聴覚機器は、説明書をよく読んでお取り扱いください。

【著作権についての注意】

- ① ビデオテープ等の複写(ダビング・コピー)は、著作権法上禁止されています。
- ② 著作権を守ることは、文化を守ることです。皆様のご協力をお願いいたします。

【利用】

- ① 視聴覚資料・視聴覚機器の貸出・返却は、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までです。
- ② 利用の際はその団体で登録されている「貸出利用券」(学校は「利用申請書」)をご提示ください。利用券や利用申請書がない場合は貸出ができません。
- ③ 視聴覚機器については、事前予約が必要です。
- ④ 貸出利用券の利用者コードを使って、県立図書館のホームページから視聴覚資料の検索ができます。

〈お問い合わせ先〉

宮崎県立図書館 情報提供課 普及支援担当 TEL0985-29-2956